

JILPT 調査シリーズ

No.32

2007年4月

パート、契約社員等の正社員登用・転換制度 —— 処遇改善の事例調査

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



パート、契約社員等の正社員登用・転換制度 ——処遇改善の事例調査

まえがき

「失われた10年」と呼ばれる長期不況期に増加した、パートタイマーや契約社員などの非正規雇用は、当初の量的な拡大期を経て、いまや質的にも正社員と同等の仕事を行なうまでに戦力化した「基幹化」層として活躍するようになっている。こうした、非正規雇用の変化と現状を踏まえて、今通常国会に上程されたパートタイム労働法の改正案は、企業におけるパートタイマーの処遇のあり方の見直しの方向性を規定する内容となっている。

本調査は、2005年に実施した「正社員とパートタイム労働者等の均衡処遇に関する意識調査」から生じたある問題意識を起点にしている。同調査の結果から、非正規雇用の処遇改善に関する意識は、業種間で異なることが明らかになった。銀行・金融サービス業、旅行・ホテル業、食品製造業といった業種では、小売業などに比べ、正社員とパートタイマー等の間の均衡処遇の推進について、相対的に積極的ではない傾向が浮かび上がった。本報告は、業種間でこうした違いが生じている背景をさぐり、当該企業労使がどのような取り組みを行おうとしているかについて、9社の事例をヒアリング調査した結果である。

正社員と同様の業務を行なうようになった、パートタイマー等の処遇改善の手法として、本報告で明らかになったのは、銀行・金融サービス、旅行・ホテル、食品製造といった業種では、職務、能力、経験、成果等を踏まえて均衡処遇を図ろうとする小売業のようなアプローチよりは、むしろ正社員とパートタイマー等の間の職務や人材活用等のあり方を整理し直したうえで、パートタイマー等のやる気には正社員登用・転換制度等で応えようとする傾向が強いことである。

パートタイム労働法の改正案には、正社員との対比で職務、長期的な人材活用、雇用契約期間等の就業実態が同じパートタイマーに対する差別的待遇の禁止規定や、パートタイマーから正社員への転換促進の措置義務規定などが盛り込まれている。

こうした動向を踏まえ、本報告にある企業の先行的な取り組みは、今後、制度改定に取り組もうとする関係者にとっても、有益なものとなろう。

ご多忙の折、ヒアリング調査に快くご協力いただいた企業および労働組合の関係各位に、心より御礼申し上げる次第である。

2007年4月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 小野 旭

執筆分担

氏名	所属	担当
荻野 登	調査部主任調査員	第1～3章
渡辺 木綿子	調査部調査員	第3～4章

目 次

第1章 はじめに	3
1 本調査の背景	3
(1) 増加傾向にあるフルタイム型非正規雇用	3
(2) 人件費抑制や正社員の代用としての雇用理由が増える非正規雇用	4
2 調査の目的・課題 —— 「均衡処遇に関する意識調査」結果からの問題意識	5
(1) 非正規雇用の基幹化の進展と高まる処遇見直しの必要性	5
(2) 業種で異なる処遇見直しの考え方（今回調査へのインプリケーション）	6
第2章 調査の方法および調査事項	7
1 調査の方法	7
2 調査の項目	7
3 報告書の構成	7
第3章 調査結果の概要	8
1 業界による非正社員の活用事情と処遇改善の方向性の違い	8
2 非正社員の活用法の類型化	9
3 ステップ・バイ・ステップ型連続パターンのポイント	11
4 正社員転換制度の3つのポイント	14
第4章 各社の事例	
1 A社.....衣料品、家庭用品、食料品等の小売チェーン	19
2 B社.....外食（ファミリーレストラン）、食品（集中調理）等事業	23
3 C社.....ホテル等事業	26
4 D社.....旅行業、代理店業等	30
5 E社.....地方信用金庫	35
6 F社.....労働金庫（近畿）	39
7 G社.....消費者金融業、不動産賃貸業等	43
8 H社.....肉製品製造・食肉卸売業	47
9 I社.....食品製造・販売業等	50

第1章 はじめに

第2章 調査の方法および調査事項

第3章 調査結果の概要